



年末たすけあい配分の申請にあたって



年末たすけあい運動は、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、共同募金運動の一環として、地域住民やボランティア・NPO団体、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体が協力のもと、地域のさまざまな福祉活動を実施するものです。

配分申請にあたっては、寄付者となる地域の皆様へ配分使途を明確に説明し、継続的な寄付を呼びかけていきます。年末たすけあい運動の趣旨をふまえ、クリスマス会や新年会などの「地域交流事業」に事業設定をお願いいたします。

1. 申請期限

令和7年11月4日（火）16時 **※必着厳守**

※締め切りまでの期間が短く恐縮ですが、それ以降の受付は一切できませんのでご注意ください。

2. 申請内容

- ① 申請できるのは12月から3月末までに実施する事業経費です。
県共同募金会との協調事項により運営費に使用することはできません。
- ② 複数の団体が共同で実施する事業は、その中の1団体のみが申請できます。

3. 配分方法

- ① 「年末たすけあい配分委員会」（11月26日（水）開催予定）で申請内容を審査し、配分を決定します。
- ② 配分審査決定後、決定通知を送付しますので、申請時に提出していただいた請求書兼口座振替依頼書に基づき指定口座へ送金いたします。
指定口座への送金は12月12日（金）以降を予定しております。

4. 報告

事業実施後、令和8年3月末までに事業報告書・決算報告書をご提出ください。
報告書式につきましては後日お送りいたします。

5. 配分金の返還

次の事項に該当する場合は、配分金相当額を返還していただきます。

- ① 事業実施が達成できなかった場合
- ② 虚偽の申込により配分を受けた場合

6. 情報公開

ご提出いただいた配分金申請書及び報告書等の関係書類は、情報公開の対象となります。
配分を受けた団体名、配分額、事業内容は、広報誌等により一般市民に公表することに
了承したものといたしますので、ご承知おきください。

7. 配分団体の責務

配分を受けた団体は、以下の事項にご協力ください。

- ① 年末たすけあいの配分金を受けた事業であることを表示するほか、周知してください。
- ② 情報公開を求められた際にはご協力ください。
- ③ 共同募金活動の趣旨を理解し、協力をお願いします。